



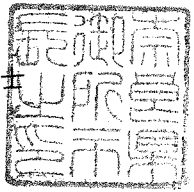
公 告

御所市公告第95号

定期予防接種を予防接種法施行令第5条の規定により、下記のとおり実施する。

令和 7年10月 1日

御所市長 山田 秀士



記

1. 予防接種名

1) 高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナ

2. 予防接種の対象者

- ① 65歳以上（接種時点で65歳以上）の者
- ② 60歳以上65歳未満の者で、心臓・じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。

3. 予防接種実施期間

- ・ 高齢者インフルエンザ：令和7年10月1日～令和8年1月31日
- ・ 高齢者新型コロナ：令和7年10月1日～令和8年3月31日

4. 実施医療機関

- ・ 別紙市内医療機関
- ・ 高齢者予防接種相互乗り入れ医療機関
- ・ その他委託契約施設

令和7年度 高齢者予防接種医療機関一覧表

医療機関名	住 所	電話番号	インフルエンザ (事前予約)	コロナ (事前予約)
(医) 秋津鴻池病院	池之内1064	63-0601	不要	不要 (入院患者のみ)
上島医院	691 (御門町)	63-2378	必要	実施しない
(医) 榎本医院	戸毛1130	67-0008	不要	必要
勝山診療所	343-4 (御国通り2丁目)	65-2631	必要	必要
勝山内科医院	1128 (中央通り2丁目)	62-6438	不要	必要 (通院患者のみ)
清保医院	98-1 (JR御所駅前通り)	62-2021	不要	実施しない
済生会御所病院	三室20	62-3585	必要	必要 (入院・通院患者のみ)
(医) 沢田医院	180-14 (近鉄御所駅前すぐ)	62-0801	不要	必要
神宝医院	630-5 (御門町)	62-2240	必要	実施しない
田仲医院	奉膳363	67-0058	必要	必要
(医) 七浦医院	西寺田150-2	66-0261	必要	実施しない
西川医院	687 (柿ヶ坪町)	62-2080	必要	実施しない
堀江医院	櫛羅735-2	62-3059	必要	必要
松村医院	戸毛991	67-0165	必要	必要
森岡医院	755-1 (寺内町)	64-2345	不要	実施しない
(医) 山下医院	三室110-1	65-1033	必要	実施しない
(医) 吉川診療所	東松本8-1 (ATYビル1F)	63-2323	必要	必要
吉村診療所	1347 (市役所前の通り側)	62-2037	必要	必要



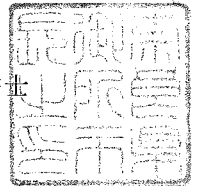
御所市公告第 96 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 10 月 1 日

御所市長 山田 秀北



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 混交林誘導整備事業業務委託（整備_五百家・船路地区）
- 2 入札番号 委託第 45 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 16 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業者が「⑨-12 森林整備」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 参加要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年10月8日 正午 <u>持参のみ</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年10月8日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年10月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年10月8日 ～ 令和7年10月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年10月20日 午前10時10分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年10月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年10月21日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 産業建設部 農林商工課（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第 97 号

入札公告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 10 月 1 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市内遺跡発掘調査作業補助業務委託（室地内）
- 2 入札番号 委託第 46 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者としてします。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。
開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。
- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑨-08 発掘調査」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式H1）の提出期限	令和7年10月8日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に関する ことに限ります。）	令和7年10月8日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する 回答	令和7年10月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年10月8日 ～ 令和7年10月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年10月20日 午前10時25分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 入札室
辞退届	令和7年10月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年10月21日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2277

奈良県御所市室 102 番地

御所市教育委員会 文化財課（御所市文化財事務所）

電話（代表）0745-60-1608

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第 98 号

入 札 公 告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 10 月 1 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市内遺跡発掘調査作業補助業務委託（池之内地内）
- 2 入札番号 委託第 47 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、
登録業種が「㊟-08 発掘調査」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式H1）の提出期限	令和7年10月8日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に 関することに限ります。）	令和7年10月8日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する 回答	令和7年10月14日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年10月8日 ～ 令和7年10月19日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年10月20日 午前10時40分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 入札室
辞退届	令和7年10月20日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和7年10月21日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、開庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2277

奈良県御所市室 102 番地

御所市教育委員会 文化財課（御所市文化財事務所）

電話（代表）0745-60-1608

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

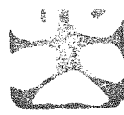
この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第 99 号

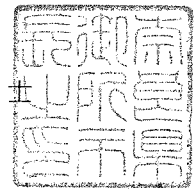
入札公告

建設工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。この工事は予定価格の事前公表を行う土木工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和7年10月1日

御所市長 山田 秀



第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|--------------|--|
| 1 工 事 名 | 新田川護岸整備 工事 |
| 2 工 事 番 号 | 建 第26号 |
| 3 工 事 場 所 | 御所市 新田 地内 |
| 4 工 事 概 要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 工 事 期 間 | 契約締結翌日から（土日・祝日除く）～令和8年2月27日 |
| 6 予 定 価 格 | 金 <u>30,941,900</u> 円(消費税及び地方消費税(10%)を含みます。) |
| 7 入札書比較価格 | 金 <u>28,129,000</u> 円(消費税及び地方消費税(10%)を含みません。) |
| 8 最低制限基準価格 | 金 <u>27,899,300</u> 円(消費税及び地方消費税(10%)を含みます。) |
| 9 最低制限基準比較価格 | 金 <u>25,363,000</u> 円(消費税及び地方消費税(10%)を含みません。) |
| 10 入札保証金 | 免除 |
| 11 契約保証金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 入札方法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） |
| 13 入札回数 | 1回 |
| 14 落札者の決定方法 | 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 前 払 金 | 請求可 |
| 16 議会の議決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において、令和7年度有効となる一般競争（指名競争）参加資格者（建設工事）であり、登録業種が「土木一式」であること。
- 2 市内業者（御所市内に本店を有するもの）で、御所市の格付が『A』の者。
- 3 過去15年以内に竣工した「土木一式」工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が20%以上、構成員として施工したものにあっては10%以上の場合に限る。
- 4 次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連を有する者でないこと。
 - ①名 称 ㈱エルクコンサルタント 奈良営業所
所在地 奈良県奈良市大宮町6丁目1番9
- 5 次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名配置できること。
 - ①入札説明書1の(2)の配置予定技術者の資格要件を満たす者
 - ②過去15年以内に竣工した登録業種に係る工事の従事経験を有する者
 - ③入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ④監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- 6 入札公告日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。なお現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができる。
- 7 その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・現場説明書交付（御所市ホームページからダウンロードによる）	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月8日 持参に限る	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）
設計図書等に関する質問の受付期限（質問は、設計図書等に関することに限ります。）	令和7年10月8日 午前11時 電子メールに限る。	送付先メールアドレス： kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問書様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問に対する回答	令和7年10月10日 電子メールによる。	
入札（郵便による） ※入札書及び 入札金額の内訳書 の提出 ※所在地、商号又は名称、工事番号、工事名、工事場所とともに、 レベル1からレベル2 までを記載してください。	令和7年10月11日 ～ 令和7年10月19日 書留郵便に限る。 （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年10月20日 13時15分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和7年10月21日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話0745-44-3013（ダイヤルイン）

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



御所市公告第 100 号

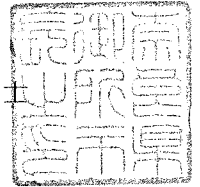
入札公告

一般測量業務の委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和7年10月1日

御所市長 山田 秀 士



第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|--------------|--|
| 1 委 託 名 | 学校建設に伴う用地測量（その2）業務 委託 |
| 2 委 託 番 号 | 新学推委 第2号 |
| 3 業 務 場 所 | 御所市 柿ヶ坪町 他 地内 |
| 4 業 務 概 要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日（土日・祝日除く）～令和8年3月31日 |
| 6 予 定 価 格 | 金 14,069,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 7 入札書基準比較価格 | 金 12,790,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 8 最低制限基準価格 | 金 11,627,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みます。） |
| 9 最低制限基準比較価格 | 金 10,570,000 円（消費税及び地方消費税（10%）を含みません。） |
| 10 入札保証金 | 免除 |
| 11 契約保証金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 入札方法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） |
| 13 入札回数 | 1回 |
| 14 落札者の決定方法 | 入札書基準比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 前 払 金 | 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。 |
| 16 議会の議決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

御所市において、令和7年度有効である測量・建設コンサルタント業務委託等入札参加資格を有し、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める条件付一般競争入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 登録業種第1希望として、『一般測量』に登録している者のうち、御所市内に本店として登録があり、格付け『A』又は『A1』の者。
- 2 土地家屋調査士法（昭和25年7月31日法律第228号）第8条の規定に基づく土地家屋調査士の登録を行っている者を配置できる者。
- 3 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・現場説明書等の 交付（御所市ホームページから ダウンロード）	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式H1）の提出期限	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月8日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）
設計図書等に関する質問の受 付期限（質問は、設計図書等 に関することに限ります。）	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月8日 午前11時まで 電子メールに限る。	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問に対 する回答	令和7年10月10日 電子メールによる。	
入札（郵便による） ※入札書及び委託費内訳書の 提出 ※所在地、名称、委託番号、 委託名、委託場所とともに記 載をしてください。	令和7年10月11日 ～ 令和7年10月19日 書留郵便に限る。 （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年10月20日 14時15分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（別館1階）
競争入札参加資格確認申請書 等の提出（落札候補者のみ）	令和7年10月21日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書の定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話（ダイヤルイン）0745-44-3013

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



御所市公告第 101 号

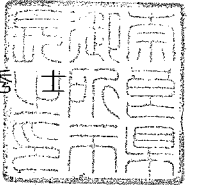
入札公告

業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。この業務委託は予定価格の事前公表を行う面的評価業務です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和7年10月1日

御所市長 山田 秀 典



第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|----|------------|---|
| 1 | 委託名 | 令和7年度自動車騒音常時監視面的評価業務 委託 |
| 2 | 委託番号 | 環政委 第1号 |
| 3 | 委託場所 | 御所市 県道御所香芝線・国道24号線（京奈和自動車道） 地内 |
| 4 | 委託概要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 | 委託期間 | 契約締結翌日から（土日・祝日除く）～令和8年1月30日 |
| 6 | 予定価格 | 金1,716,000円(消費税及び地方消費税(10%)を含みます。) |
| 7 | 入札書比較価格 | 金1,560,000円(消費税及び地方消費税(10%)を含みません。) |
| 8 | 最低制限基準価格 | 金1,463,000円(消費税及び地方消費税(10%)を含みます。) |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 金1,330,000円(消費税及び地方消費税(10%)を含みません。) |
| 10 | 入札保証金 | 免除 |
| 11 | 契約保証金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 | 入札方法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） |
| 13 | 入札回数 | 1回 |
| 14 | 落札者の決定方法 | 入札書比較価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 | 前払金 | 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。 |
| 16 | 議会の議決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 御所市において、令和7年度有効である測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格に登録があり、登録業種第1から第3希望が『その他（騒音・振動測定）・その他（環境調査）・その他（環境アセスメント）・建設環境』のいずれかである者。
- 近畿2府4県内に本店・支店又は営業所等として登録がある者
- 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により、同法施行令第28条第2号に掲げる区分の計量証明事業について登録がある者。
- 主任技術者として、『環境計量士（騒音・振動関係）』の資格を有する者を配置できる者。なお、配置する主任技術者は入札公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者でなければならない。
- 令和2年度以降において、官公庁発注の自動車騒音常時監視面的評価業務の元請実績を有する者。
※実績の確認方法は、テクリス・契約書・仕様書等の写しにより、上記業務を履行したことを確認する方法による。
- その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書・申請書類等交付 (御所市ホームページからダウンロードによる)	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月20日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 (様式H1)の提出期限	令和7年10月1日 ～ 令和7年10月8日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課(新館2階)
設計図書等に関する質問の受付 期限(質問は、設計図書等に関する ことに限ります。)	令和7年10月8日 午前11時 電子メールに限る。	送付先メールアドレス： kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問書様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問に対する 回答	令和7年10月10日 電子メールによる。	
入札(郵便による) ※入札書及び委託費内訳書の提出 ※所在地、名称、委託番号、委託名、 委託場所とともに記載を してください。	令和7年10月11日 ～ 令和7年10月19日 書留郵便に限る。 (上記期間中に到達のこと)	送付先 〒639-2299日本郵便株式会社御所郵便局留『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年10月20日 14時30分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室(別館1階)
競争入札参加資格確認申請書等の 提出(落札候補者のみ)	令和7年10月21日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課(新館2階)

※上記の期間は、閉庁日を除きます。
時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所管財課入札係(新館2階)

電話0745-44-3013(ダイヤルイン)

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



御所市告示第128号

一般廃棄物処理業（事業系一般廃棄物収集運搬業）の新規許可取扱指針（平成22年10月15日御所市告示第96号）を別紙のとおり改正する。

令和7年10月1日

御所市長 山田 秀士



一般廃棄物処理業（事業系一般廃棄物収集運搬業）の新規許可取扱指針

令和7年10月1日制定

本市では令和7年4月1日時点で25業者に対し事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可を与えており、各事業者の作業計画調書によると収集運搬能力はおおよそ年間13,238トンである。

現在の事業系一般廃棄物の搬入状況を見ると、事業所自らが直接クリーンセンターへ持ち込む量が年間約554トン、収集運搬許可業者の持込量が年間約1,598トンで、前年度実績が合計約2,152トンである。

また、現在のところ大規模な事業所等の建築の計画もなく事業系一般廃棄物の排出量が大幅に増加する状況にはない。

したがって、仮に事業所自らが持ち込んでいる一般廃棄物を収集運搬許可業者が収集運搬するようになったとしても十分に対応できるだけの能力があり、既存の許可業者での収集運搬に支障をきたすとは考えられないため、その必要性が生じるまでの間は、新たな許可は行わないものとする。

ただし、既存の収集運搬許可業者が次の事由のために行う許可申請は新規とはみなさない。

- ① 個人の収集運搬許可業者がその者を代表取締役とする法人に変更する場合
- ② 個人の収集運搬許可業者がその者を代表取締役とする既存の法人に事業の全部を承継する場合
- ③ 個人の収集運搬許可業者が死亡したことにより、相続権者がその事業を承継する場合
- ④ 個人の収集運搬許可業者が高齢又は疾病等により事業を継続できない場合で、相続権者に事業を承継する場合
- ⑤ 法人の許可業者が法人を解散し、その代表取締役であった者が個人として事業を行う場合
- ⑥ 法人の合併の場合

上記の事由により行う申請は、御所市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第7条第4項の規定に関わらず随時行えるものとするが、上記の事由が発生した日の属する許可証の有効期限内にすみやかに行わなければならない。

附 則

この指針は、令和7年10月1日から施行する。



御所市公告第102号

市営住宅の入居者募集について、御所市営住宅条例（平成10年御所市条例第1号）第4条第2項及び第3項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年10月7日

御所市長 山田



記

- 1 供給場所 御所市大字小林 273 番地
市営住宅小林団地〔4階建〕
- 2 規格及び戸数 2LDK 1戸 ・ 3DK 1戸
- 3 家賃 14,200円～28,000円
- 4 入居者資格等 別紙「御所市営住宅 入居申込案内」のとおり
- 5 指定入居日 令和7年12月1日
- 6 入居申込用紙の配布・受付期間
令和7年10月10日（金）～21日（火）
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日・祝日は除きます。
- 7 入居申込窓口 御所市役所新館2階 住宅課
TEL 0745-62-3001（内線563）
- 8 その他 単身世帯での申し込みには条件があります。
募集住戸に複数の申し込みがあった場合は、抽選になります。
募集の結果、応募割れとなった場合は、随時募集を行います。

御所市営住宅 入居申込案内

小林団地 [4 階建] (令和7年10月)

1. 募集住宅の概要
2. 申込資格
3. 申請書に添付する必要書類
4. 各種控除および控除額
5. 申込方法
6. 入居者の決定
7. 注意事項

受付期間	令和7年10月10日(金)～21日(火) 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝は除く。
受付場所	住宅課 住宅係 (御所市役所新館2階) TEL 0745 - 62 - 3001 (代表) 内線 563 TEL 0745 - 44 - 3496 (直通)

1. 募集住宅の概要

号数	階数	建年	形式	面積 (㎡)	家賃 (円)
52	4F	S51年	2LDK	60.90	①14,200 ②16,400 ③18,800
53			3DK		④21,200 ⑤24,200 ⑥28,000

※ 家賃については、入居予定者の収入分位（下表）に応じて、上記の表の①～⑥のいずれかに決定されます。

なお、入居時に必要となる敷金の額は、上記家賃の3か月分です。

収入分位	基準月収額 (円)	収入分位	基準月収額 (円)
①	0 ~ 104,000	④	139,001 ~ 158,000
②	104,001 ~ 123,000	⑤	158,001 ~ 186,000
③	123,001 ~ 139,000	⑥	186,001 ~ 214,000

※ 収入分位⑤～⑥の方は、応募に別途要件（2. 申込資格を参照）があります。

○主な設備の有無等

号数	ガス	給湯器	浴槽	トイレ
52	プロパン (集中)	あり	あり	水洗 (浄化槽)
53				

2. 申込資格

次の①～⑥の全ての条件を満たしていなければ、申し込みはできません。

① 夫婦または親子を主体とした家族	<p>原則2人以上の世帯で申し込んでください。 ただし、次の方は、単身で申し込むことができます。</p> <p>(1) 60歳以上の方 (2) 生活保護を受給している方 (3) 申込資格の④公営住宅法の規定による収入基準額の㊦の各号のいずれかに該当する方</p> <p>また、<u>入居指定日から3か月以内に婚姻し配偶者と同居する予定の方は、申し込むことができます。</u> なお、<u>不自然な世帯の分離や合併による申し込みはできません。</u> <u>※応募は、同じ住所地に住んでおられる家族につきましては原則的に1件の申し込みしかできません。</u></p>
-------------------	--

② 御所市内に住 所または勤務 地を有する方	<p>申込者本人が次のどちらかに該当する必要があります。</p> <p>(1) 御所市に住民票がある。</p> <p>(2) 御所市内に勤務地がある。</p>
③ 住宅に困窮し ている方	<p>持ち家の方や、市営住宅および改良住宅に入居されている方は <u>申し込みできません。</u></p> <p>ただし、現在お住まいの市営住宅が、<u>耐用年数(※)を経過している場合は、申し込みできます。</u>なお、<u>住宅使用料の滞納がある場合は、全て納付しなければ申し込みができません。</u></p> <p>※ 耐用年数…木造 30 年、簡易耐火造〔平屋 30 年・二階建 45 年〕</p>
④ 公営住宅法の 規定による収 入基準額（基準 月収額）が <u>158,000 円または 214,000 円以下 の方</u>	<p>収入基準額（基準月収額）(※)が <u>158,000 円以下（収入分位①～④）の方。</u>ただし、次の㊸～㊺のいずれかに該当する場合は、<u>214,000 円以下（収入分位⑤～⑥）の範囲までであれば申し込みできます。</u></p> <p>㊸ 申込者または同居予定者に、次の(a)～(f)に該当する方が 1 人でもいる場合</p> <p>(a) 障害者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1～4 級）の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳（1～3 級） // ・療育手帳（障害程度が上記と同程度） // <p>(b) 戦傷病者の方</p> <p>戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第 1 号表 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表 3 の第 1 款症である方</p> <p>(c) 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者</p> <p>(d) 海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、引揚日から 5 年を経過していない方</p> <p>(e) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(f) 配偶者暴力（DV）防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方 ・配偶者暴力防止法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方 <p>㊹ 申込者が 60 歳以上であり、かつ、同居予定者全員が 60 歳以上または 18 歳未満の方である場合</p> <p>㊺ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの方がいる</p>

	<p>場合</p> <p>※ 収入基準額（基準月収額）とは、世帯全員の所得合計（給与所得は給与所得控除後の金額）から各種控除を差し引き、12 か月で割った金額です。各種控除については、「4. 各種控除および控除額」を参照して下さい。</p>
⑤ 家賃・市税 ・公共料金の 滞納がない方	住宅使用料・市税・公共料金（水道料金・保育料等）の滞納がないこと。滞納分を納付した後であれば申し込み可能です。
⑥ 暴力団員でない方	申込者または同居予定者が暴力団員でないこと。

3. 申請書に添付する必要書類

① 調査同意書 ＜必須＞	<p>入居しようとする家族全員の住民登録状況、所得状況ならびに市税および公共料金（水道料金・保育料等）の滞納について調査するための同意書です。</p> <p>入居しようとする方について記名・押印してください。（幼児、小中学生は必要ありません。）</p> <p>※ この調査により所得状況が把握できる方は③の「所得に関する証明書」を、御所市に住民登録がある方は④の「住民票謄本」を省略することができます。</p>
② 現住所付近の 略図 ＜必須＞	<p>現住所付近の簡単な略図を記入して下さい。</p> <p>申込時においてそれぞれ別の場所に居住している場合（婚姻予定者が申し込む場合、別居している親族が同居を前提に申し込む場合等）は、それぞれの略図が必要です。</p>

<p>③ 所得に関する 証明書</p> <p>※ 令和7年1月 1日に御所市に住 民登録があり、御 所市で所得状況を 確認できる方は、 添付を省略できま す。</p>	<p>入居しようとする家族全員（義務教育を終了した方）および婚 姻予定者について、次の㊸～㊺の書類のいずれかが必要です。</p> <p>㊸ 課税証明書（令和7年度） ㊹ 非課税証明書または扶養証明書（令和7年度） ㊺ 生活保護受給証明書</p> <p>※ 令和6年中に比べて所得状況が大きく変動した場合は、 上記以外に、当該変動があったことを証する書類（退職 証明書等）が必要となる場合があります。</p> <p>※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書</p>
<p>④ 納税証明書</p> <p>※ 令和7年1月 1日に御所市に住 民登録があり、御 所市で納税状況を 確認できる方は、 添付を省略できま す。</p>	<p>納税証明書（令和7年度）</p> <p>市税に滞納があると全額納付していただく必要があります。 分納は認められません。</p> <p>※令和7年1月1日時点で住民登録があった市町村のもの。</p> <p>※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書</p>
<p>⑤ 住民票謄本</p> <p>※ 御所市に住 民登録がある方は、 添付を省略でき ます。</p>	<p>家族全員、続柄が記載されたもの。</p> <p>婚姻予定者など別居している場合は、それぞれの住民票が必要 です。</p> <p>※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書</p>
<p>⑥ 婚姻予定証明 書等</p> <p>※該当者のみ</p>	<p>指定入居日から3か月以内に婚姻し配偶者と同居する予定の方 については、結婚式場の予約証明書または婚姻予定証明書が必要 となります。</p>
<p>⑦ 同居確約書</p> <p>※該当者のみ</p>	<p>別居中の親族が同居を前提に申し込む場合は、それぞれの同居 確約書が必要となります。</p>
<p>⑧ 戸籍謄本</p> <p>※該当者のみ</p>	<p>母子、父子で申し込む場合は、配偶者がいないことを確認する ために必要となる場合があります。</p> <p>また、別居中の親族が同居を前提に申し込む場合も、親族関係 を確認するために必要となる場合があります。</p> <p>※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書</p>
<p>⑨ 各種控除に関 する証明書</p> <p>※該当者のみ</p>	<p>同居家族内に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者である ことを証明する書類が必要となる場合があります。</p> <p>（例）身体障害者手帳の写し 等</p>

⑩ 委任状 ※該当者のみ	申請者が一身上の都合により来庁して手続きができない場合は委任状の提出により代理人が申請手続きできます。
⑪ その他必要な書類 ※該当者のみ	必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※提出された書類については、返却できませんのでご了承下さい。

4. 各種控除および控除額

控除種別		控除対象者	控除額
一般	同居親族等控除	申込本人を除く、同居（または同居しようとする）同一生計配偶者、親族および遠隔地扶養親族	1人につき 380,000円
特別（該当する場合は、親族控除に加えて控除されます）	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の方	1人につき
	老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者のうち年齢70歳以上の方	100,000円
	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方	1人につき 250,000円
	障害者控除	申込本人および扶養親族のうち ①精神衛生鑑定医等から中・軽度の知的障害者と判定された方 ②身体障害者手帳の交付を受けていて3～6級の方 ③戦傷病者手帳の交付を受けていて第四～第五項症の方 ④年齢65歳以上で障害の程度が①②と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて2・3級の方	1人につき 270,000円
	特別障害者控除	申込本人および扶養親族のうち ①心神喪失の状況にある方 ②精神衛生鑑定医等から重度の知的障害者と判定された方 ③身体障害者手帳の交付を受けていて1・2級の方 ④戦傷病者手帳の交付を受けていて特別項症～第三項症の方 ⑤原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑥年齢65歳以上で障害の程度が②～④と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方 ⑦精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて1級の方	1人につき 400,000円
	寡婦控除	申込本人または同居親族のうち ●夫と死別してから婚姻していない方または夫の生死が不明な方で500万円以下の所得の方 ●夫と死別し若しくは離婚してから婚姻していない方または夫の生死が不明な方で扶養親族のある方（未婚の母子を含む。）	1人につき 270,000円 (その者の所得金額が27万円未満である場合は、当該所得額)
	ひとり親控除	申込本人または同居親族のうち、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、現に生計を一にする子（総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者または扶養親族でない人）を有し500万円以下の所得の方	1人につき 350,000円 (その者の所得金額が35万円未満である場合は、当該所得額)

5. 申込方法

- 『市営住宅入居許可申請書』に必要事項を記入し、必要書類を添えて、本人または申し込み事情を詳しく説明できる方が持参して申し込んで下さい。郵送による申し込みは、受け付けできません。

6. 入居者の決定

申込者のうち、申込資格を有する者により公開抽選を行い、当選された方（入居予定者）については、調査を行ったうえで入居決定者とみなし、入居手続きを行います。補欠順位も同時に抽選します。

抽選日時	令和7年11月10日（月）（予定） ※時間未定
抽選場所	御所市役所 新館3階 会議室B（予定）

※上記の日時を予定しておりますが、申込状況等に応じて決定しますので、後日文書等で通知します。

なお、指定入居日は、令和7年12月1日です。

7. 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類が事実と相違していた場合は、入居許可できません。
- (2) 申請書に記載する保証人、入居決定後に提出する『請書』へ記載する連帯保証人は、原則として市内に住所がある方で、公営住宅（県営・市営・改良）に入居しておらず、独立の生計を営み、申込者より収入が多いこと。
- (3) 家賃の納付は、自動支払い（口座振替）をお願いします。
- (4) 入居に際しての敷金は、家賃の3か月分になります。
- (5) 入居者には、家賃決定のため、毎年収入の申告をして頂きます。
また、入居後に基準を超える収入を継続して得ることにより、高額所得者と認定を受けた場合、明渡請求することがあります。
- (6) 犬・猫等の動物は飼えません。現在飼っている方は、入居前に他人に譲るなどして下さい。
- (7) 電気・水道・ガス等の手続きは、入居後に各自で行って下さい。
- (8) 入居に際し、市に対する改修要望は一切お受けできません。

様式第1号(第2条関係)

市営住宅入居許可申請書						
希望住宅名・番号		御所市営住宅 団地 第 号				
現住所		電話番号				
(フリガナ) 氏名		生年月日			年 月 日	
勤務先の所在地及び名称		電話番号:				
入居する家族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・勤務先	過去1年間の平均月収	備考(個人番号)
	本人					
家族人員数	人	被扶養者数	人	※月収合計	円	
住宅居住の状況 (該当番号に○を付してください。)	1 住宅以外の建物 2 他の世帯と同居 3 借間 4 借家 5 その他 ()					
	居室等の規模	計	m ²	計	室	計
住宅に困窮している理由 (該当番号に○を付してください。)	1 狭あい 2 立退請求 3 結婚等による別居 4 家賃が高額 5 保安上危険 6 衛生上有害 7 通勤に遠隔 8 その他					
	(入居を希望する理由を詳細に記入してください。)					
公営住宅入居申込の回数	県営	回	入居許可を受けた際の連帯保証人 予定者	住所	職業	
	市営	回		氏名	平均月収	
<p>御所市営住宅条例第8条の規定により、上記のとおり申請します。 また、市長がこの申請に関し必要な調査を行うことに同意します。 なお、入居しようとする者は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないことを確約します。暴力団員であることが判明した場合は、この申請を却下され、又は入居許可を取り消されても異議を申しません。</p> <p>令和 年 月 日 御所市長 山田 秀士 様</p> <p style="text-align: right;">(申請者) 印</p>						
備考	1 居住及び収入を証する書類を添付してください。ただし、個人番号を記載した場合は、当該書類の添付を省略できます。(申請書及び添付資料は、返却しません。)				※ 受 付	※ 審 査
	2 ※印の欄は、記入しないでください。				月 日	月 日
				第 号	判定:	

調査同意書

このたび、市営住宅の入居申込みをするにあたり、入居資格の確認のため、私および私の世帯に係る次の事項を御所市が調査することについて同意します。

- (1) 所得状況及び市民税課税状況
- (2) 住民登録状況及び戸籍等の状況
- (3) 市税、水道料金、保育料、小中学校の給食費等の滞納状況

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

(申請者) 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

(同居者) 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

住 所 _____
氏 名 _____ (印)

現住所付近の略図

付近の主要建物や目印となるもの（交差点、駅など）から自宅までの距離、方角等も記入して下さい。

住所	
氏名	

N
4

婚姻予定証明書

私たちは、令和 年 月 日に婚姻を予定しています。なお、市営住宅への入居が決定した場合において、入居後3ヶ月以内に婚姻しないときは、速やかに市営住宅から退去いたします。

【婚姻予定者】 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

【婚姻予定者】 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

上記のとおり婚姻の予定があることを証明します。

令和 年 月 日

【婚姻予定を証明できる方】（媒酌人、親族等）

住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____
婚姻予定者との関係 _____

同居確約書

私は、このたび申し込んだ住宅の入居が決定したときには、現在別居している
(申請者) _____ と同居することを確約します。

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

(同居予定者) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

同居確約書

私は、このたび申し込んだ住宅の入居が決定したときには、現在別居している
(申請者) _____ と同居することを確約します。

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

(同居予定者) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

【記入例】

市営住宅入居許可申請書						入居を希望する住宅名・番号を記入。	
希望住宅名・番号		御所市営住宅 ○○ 団地 第 XX 号					
現住所	御所市○○11番地の22			電話番号	××-××××		
(フリガナ) 氏名	ゴセ ハルオ 御所 春男			生年月日	昭和35年 5月 5日		
勤務先の所在地及び	△△市△△9番地の8 有限会社○○○			申込時の現住所を記入。(入居を申し込む住宅の所在地ではありません。)			
入居する家族の状況		申込者について記入。					
続柄	氏名	生年月日	職業・勤務先	過去1年間の平均月収	備考(個人番号)		
本人	御所 春男	S35.5.5	会社員	18万円			
妻	御所 夏美	S40.7.7		なし			
子	御所 秋人	H10.10.10	アルバイト	5万円			
家族人員数		人	被扶養者数	人	※月収合計 円		
住宅居住の状況 (該当番号に○を付してください。)	1 住宅以外の建物 2 他の世帯と同居 3 借間 (4) 借家 5 その他 ()						
	居室等の規模	計	55 m ²	計	室	計	畳
住宅に困窮している理由 (該当番号に○を付してください。)	1 狭あい 2 立退請求 3 結婚等による別居 (4) 家賃が高額 5 保安上危険 6 衛生上有害 7 通勤に遠隔 8 その他						
(入居を希望する理由を詳細に記入してください。) 転職により収入が減少したため、家賃負担を減らしたい。							
公営住宅入居申込の回数	県営 2 回	入居許可を受けた際の連帯保証人予定者	住所	御所市○○45番地の6	職業	事務員	
	市営 回		氏名	御所 冬子	平均月収	20万円	
御所市営住宅条例第8条の規定により、上記のとおり申請します。 また、市長がこの申請に関し必要な調査を行うことに同意します。 なお、入居しようとする者は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないことを確約します。暴力団員がこの申請を却下され、又は入居許可を取り消されても異議を申しません。							
令和 ×年 ×月 ×日 御所市長 山田 秀士 様			申込者が記名、押印してください。				
			(申請者)		御所 春男	御印	
備考	1 居住及び収入を証する書類を添付してください。ただし、個人番号を記載した場合は、当該書類の添付を省略できます。(申請書及び添付資料は、返却しません。)			※ 受 付		※ 審 査	
	2 ※印の欄は、記入しないでください。			月 日		月 日	
				第 号		判定：	

委任状

このたび私が申請します、市営住宅入居者募集に関わる手続きについて、下記の者を私の代理人とし、申請手続きに関する全権を委任します。

令和 年 月 日

御所市長 山田 秀士 様

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

【住宅入居者募集申請者】

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

※注意事項※

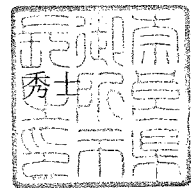
○代理人は来庁時(申請)に本人確認書類を持参して下さい。

市有財産売払公告

市有財産(自動車)の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年10月7日

御所市長 山田



- 1 一般競争入札に付する物件
以下の物件を入札に付し、売り払う。

区分 番号	物件名称	排気量(ℓ)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	コマツ 油圧ショベル PC-28UU-2E	1.33	50,000	5,000

区分 番号	物件名称	初度登録年月	排気量(ℓ)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
2	トヨタ コースター SDG-XZB70	H30.3	4.00	500,000	50,000

- (1) 予定価格とは、あらかじめ御所市が定めた最低売払い価格をいう。
- (2) 予定価格には消費税及び地方消費税、リサイクル預託金を含む。
- (3) 物件(自動車)は一時抹消登録後の引き渡しとなる。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人若しくは法人であること。
- (2) 個人にあつては、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者でないこと。法人に

あつては、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当する者でないこと。

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 市町村民税等を滞納している者でないこと。
- (7) 御所市が定めるガイドライン並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、遵守することができる者であること。
- (8) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有した者であること。
- (9) 3により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。
- (10) 当該市有財産の売払いに関する事務に従事する御所市の職員でないこと。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み手続

一般競争入札に参加しようとする者は、令和7年10月31日(金)午後1時から令和7年11月17日(月)午後2時までの間に、あらかじめKSI官公庁オークションのインターネット公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込み手続を行うこと。

(2) 本申込み手続

一般競争入札の申込み手続は、(1)により参加の仮申込み手続を完了した後、令和7年11月17日(月)までの、御所市の休日を定める条例(平成元年御所市条例第3号)第1条に定める市の休日(以下「市の休日」という。)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送により申し込む場合は、令和7年11月17日(月)までの消印があるものを有効とする。)に所定の申込書に必要書類を添付し、御所市役所 企画政策部 管財課へ行うこと。

なお、必要書類は御所市のホームページからダウンロードすること。

※申込みにあたっては入札保証金を納付しなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

御所市1番地の3 御所市役所 企画政策部 管財課

(2) 期間

令和7年10月31日(金)から令和7年11月17日(月)まで

ただし、令和7年10月31日(金)にあつては午後1時から午後5時15分まで、令和7年11月17日(月)にあつては午前8時30分から午後2時まで、その他の期間については、市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 物件下見会を行う日時及び場所

下表のとおり、申込期限までに担当課に連絡し、物件下見会の時間を事前予約すること。

事前申し込みについて

物件番号	申込期限	申込先担当課 連絡先
1	令和7年11月5日(水) 午前12時まで	産業建設部 建設課 TEL:0745-62-3001(内線571)
2	令和7年11月5日(水) 午後2時まで	企画政策部 企画政策課 TEL:0745-62-3001(内線323)

物件下見会 日時・場所

物件番号	物件下見会 日時	場 所
1	令和7年11月5日(水) 午後1時30分～午後2時30分	奈良県御所市51番地 建設課 資材倉庫
2	令和7年11月5日(水) 午後3時～午後4時	奈良県御所市1番地の3 御所市役所 企画政策課 集合 保管場所までは担当者が同行します。

※下見会に参加しなくとも入札には参加できますが、現況を把握したものとみなします。下見会当日に内装及び外観を確認することができます。見学者が実際に運転し、走行することはできません。

6 一般競争入札等の場所及び期間

(1)場所

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム上による。

<http://kankocho.jp>

(2)入札期間

令和7年12月2日(火)午後1時から令和7年12月9日(火)午後1時まで

(3)開札日時

令和7年12月9日(火)午後1時

7 入札の方法

(1)公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、各物件につき、1回限り行うことができる。

(2)持参及び郵送等上記(1)以外による入札書の提出は認めない。

8 入札保証金に関する事項

(1)入札に参加しようとする者は、御所市が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。なお入札保証金納入に要する経費は入札に参加する者の負担とする。

(2)落札者が納入した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3)入札保証金は、落札者のものを除き、入札終了後還付する。落札者には、契約を締結しない場合又は落札者の申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後還付する。

(4) 落札者が御所市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は御所市に帰属する。

9 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和7年12月16日(火)午後5時までに契約を締結するとともに、契約保証金を納入しなければならない。

10 売払代金の納入

契約を締結した者は、令和7年12月23日(火)午後2時30分までに、御所市が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

12 落札者の決定の方法

入札終了後、御所市は開札を行い売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数あるときは、くじで落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDを落札者の氏名(名称)とみなす。

13 その他

(1) 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

(2) 契約締結後に、御所市の責に帰すことができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合、御所市に対して契約解除及び売却代金の減額を請求することはできない。

(3) 御所市は、契約不適合責任を負わない。

(4) この公告、御所市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。

(5) 契約書作成の要否については、作成を要する。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

御所市役所 企画政策部 管財課

電話番号 0745-62-3001(内線 524)

郵便番号 639-2298 奈良県御所市1番地の3

E-Mail auction@city.gose.nara.jp



御所市教育委員会告示第13号

御所市教育委員会（令和7年度10月定例会）を下記により招集いたします。

令和7年10月9日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



1. 招集する日時 令和7年10月23日（木）
 15:45～
2. 招集する場所 御所小学校 1階会議室
3. 付議する案件 (1) その他

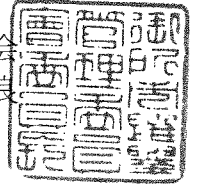


御所市選挙管理委員会告示第17号

令和7年10月10日開催の御所市選挙管理委員会において、地方自治法第187条第1項の規定による選挙の結果、委員長に当選した者及び委員長が職務代理者として指定した者の住所及び氏名は下記のとおりである。

令和7年10月10日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



記

職名	住所	氏名
委員長	御所市170番地の63	六田 誠良
委員長 職務代理者	御所市大字奉膳516番地	城本 善紀

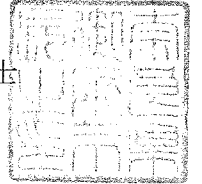


御所市告示第130号

御所市スズメバチ駆除費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月10日

御所市長 山田 秀士



御所市スズメバチ駆除費補助金交付要綱の一部を改正する告示

御所市スズメバチ駆除費補助金交付要綱（平成28年御所市告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（駆除の原則）

第2条の2 巣の駆除は、営巣された土地、建物又は工作物（以下「土地等」という。）を所有し、使用し、又は管理する者が責任をもって駆除することを原則とする。

第3条を次のように改める。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、土地等に営巣したスズメバチの巣を駆除業者に依頼して駆除した者で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に所在する土地等を所有し、使用し、又は管理する者
- (2) 自治会又は市長がこれに類するものと認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) 店舗、事業所、工場その他の専ら事業の用に供している土地等の巣を
駆除した者

様式第1号中「※申請者本人の名義に限る。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の御所市スズメバチ駆除費補助金交付要綱の規定により作成されている様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

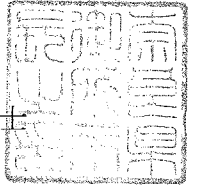


御所市告示第133号

御所市障害者(児)相談支援事業実施要綱及び御所市地域活動支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月17日

御所市長 山田 秀



御所市障害者(児)相談支援事業実施要綱及び御所市地域活動支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示

(御所市障害者(児)相談支援事業実施要綱の一部改正)

第1条 御所市障害者(児)相談支援事業実施要綱(平成19年御所市告示第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第18項」を「第19項」に改める。

(御所市地域活動支援センター事業実施要綱の一部改正)

第2条 御所市地域活動支援センター事業実施要綱(平成19年御所市告示第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第25項」を「第28項」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。



御所市公告第 104 号

市有財産売払公告の一部変更

市有財産売払公告を次のとおり一部変更する。

令和 7 年 10 月 20 日

御所市長 山田



1. 公告日

令和7年10月7日

2. 物件名称

区分番号2

トヨタ コースター SDG-XZB70

初年度登録 H30.3 排気量(ℓ) 4.00

予定価額 500,000 円 入札保証金 50,000 円

3. 変更内容

対象物件の入札方式について、せり売り方式へと変更する。

また、それに伴い入札期間および開札日時について、以下のとおり変更する。

入札期間 令和7年12月2日(火)午後1時から令和7年12月4日(木)午後11時まで

開札日時 令和7年12月4日(木)午後11時



御所市公告第 105 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第 17 条に基づき、別紙のとおり公表いたします。

令和 7 年 10 月 22 日

御所市長 山田 秀士





御市農委告示第10号

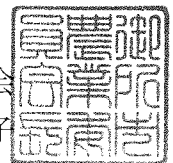
御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時
令和7年11月6日(木)
午後1時30分
- 2 招集場所
御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件
(1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和7年10月28日

御所市農業委員会
会長 壺井 和子



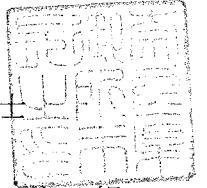


御所市規則第28号

御所市母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月30日

御所市長 山田 秀士



御所市母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則

御所市母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則(平成25年御所市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「紛失し、汚損し、又はき損した」を「破り、汚し、又は失った」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により医療券の再交付を受けた受給者の保護者は、医療券の再交付を受けた後、失った医療券を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

様式第5号中「規則第3条」の次に「第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の御所市母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の規定により作成されている様式用の用紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

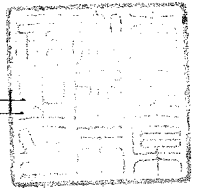


御所市規則第29号

御所市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月31日

御所市長 山田 秀士



御所市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

御所市生活保護法施行細則(平成27年御所市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項第4号中「資産保有状況届出書」を「資産申告書」に改め、同項第5号中「家賃地代証明書」を「家賃・間代・地代証明書」に改め、同項第7号中「求職活動状況申告書」を「求職活動状況・収入申告書」に改め、同項第8号中「様式第21号の2」の次に「・様式第21号の3」を加える。

第5条中「保護決定(変更)通知書」を「保護開始決定通知書」に改める。

第7条中「調査依頼書」を「生活保護法第29条の規定に基づく調査について」に改める。

第8条第1項中「ときは、」の次に「生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について(様式第28号)及び」を加え、「扶養届(様式第28号)」を「扶養届書(様式第28号の2)」に改める。

第10条中「第5条に規定する保護決定通知書」を「保護変更決定通知書(様式第32号)」に改める。

第11条中「様式第32号」を「様式第33号」に改める。

第12条中「様式第33号」を「様式第34号」に改める。

第13条中「様式第34号」を「様式第35号」に、「様式第35号」を「様式第36号」に改める。

第14条中「申出書(様式第36号)」を「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第37号)」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

DV情報等	
-------	--

面接記録票

起案日
 決裁日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

面接年月日		面接員	
受付番号		地区担当員	

要保護者	フリガナ氏名		電話番号	
	住所			

相談者	フリガナ氏名		要保護者との関係	
	住所		電話番号	

世帯構成										
フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	国籍	在留資格	他法	収入種別	収入金額	備考

保護歴の有無	
保護歴1	
保護歴2	
保護歴3	

相談経路/内容/理由等

--

住居 住居種別/家賃/地代等

--

扶養義務者			
氏名 (フリガナ)	続柄	住所	電話番号

面接記録票（別紙）

面接年月日		受付番号		
-------	--	------	--	--

資産						
氏名 (フリガナ)	不動産	生命保険	自動車	手持ち金	預貯金	その他資産

負債					
氏名 (フリガナ)	福祉貸付金	借入金	住宅ローン	車ローン	その他負債

制度の説明	
面接結果	
交付書類	<input type="checkbox"/> 保護申請書 <input type="checkbox"/> 収入申告書 <input type="checkbox"/> 資産申告書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 確認書 <input type="checkbox"/> 家賃・間代・地代証明書 <input type="checkbox"/> 給与証明書 <input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書 <input type="checkbox"/> 葬祭扶助申請書 <input type="checkbox"/> その他

急迫状態の判断	ライフラインの停止・滞納状況	
	国民健康保険等の滞納状況	

面接員所見	
緊急処理の必要性	申請意思

備考	
----	--

世帯分離の状況

世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	学校情報	宛番号	世帯分離日	分離要件	備考

世帯の転入転出者の状況

氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	転入・転出原因	転入・転出年月日	住居	家族との関係

住居の状況

住宅	住宅種別		構造	
居住開始日				
契約期間	～			
広さ	延面積		間取り	
宅地面積				
層数				
固定資産税の減免				
家賃・地代・管理費・共益費	家賃		管理費・共益費	
	地代 年額		地代 月額	
敷金				
更新料				
家主・地主 氏名				
家主・地主 住所				
住宅設備	水道設備		配電設備	
	便所		風呂	
	エアコン設備			
衛生等の状況				
備考				

資産の状況

土地	所有者	所在地	種別	面積(m ²)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考
建物	所有者	所在地	種別	面積(m ²)	活用状況	建物価格情報	処分状況	備考

借地	種別	面積	所有者の住所氏名	借地料	備考

その他(動産)	所有者	品名	数量	時価(見積額)	保有の可否	処分状況	備考	

自動車保有状況

自動車情報		使用者・保有者情報	車の状況	処分状況
保有可否				
処分指導の状況		備考		

生命保険契約状況

保険情報		保険者情報	保険金情報
保有可否	保有可否理由	備考	
保険情報		保険者情報	保険金情報
保有可否	保有可否理由	備考	
保険情報		保険者情報	保険金情報
保有可否	保有可否理由	備考	

自給・贈与の状況

自給の有無及び程度	贈与の有無、程度及び贈与者名

手帳交付状況

氏名	種類	交付開始日	有効期限	記号番号	等級	障害名	備考

精神・結核状況

氏名	種類	対象医療機関	有効期間	備考

介護保険状況

被保険者名	被保険者区分	被保険者番号	保険者	要介護度	初回認定日	認定有効期間	備考

注 被保険者区分欄は、第1号（普通徴収、特別徴収）又は第2号の別を記載する。

特別基準設定状況

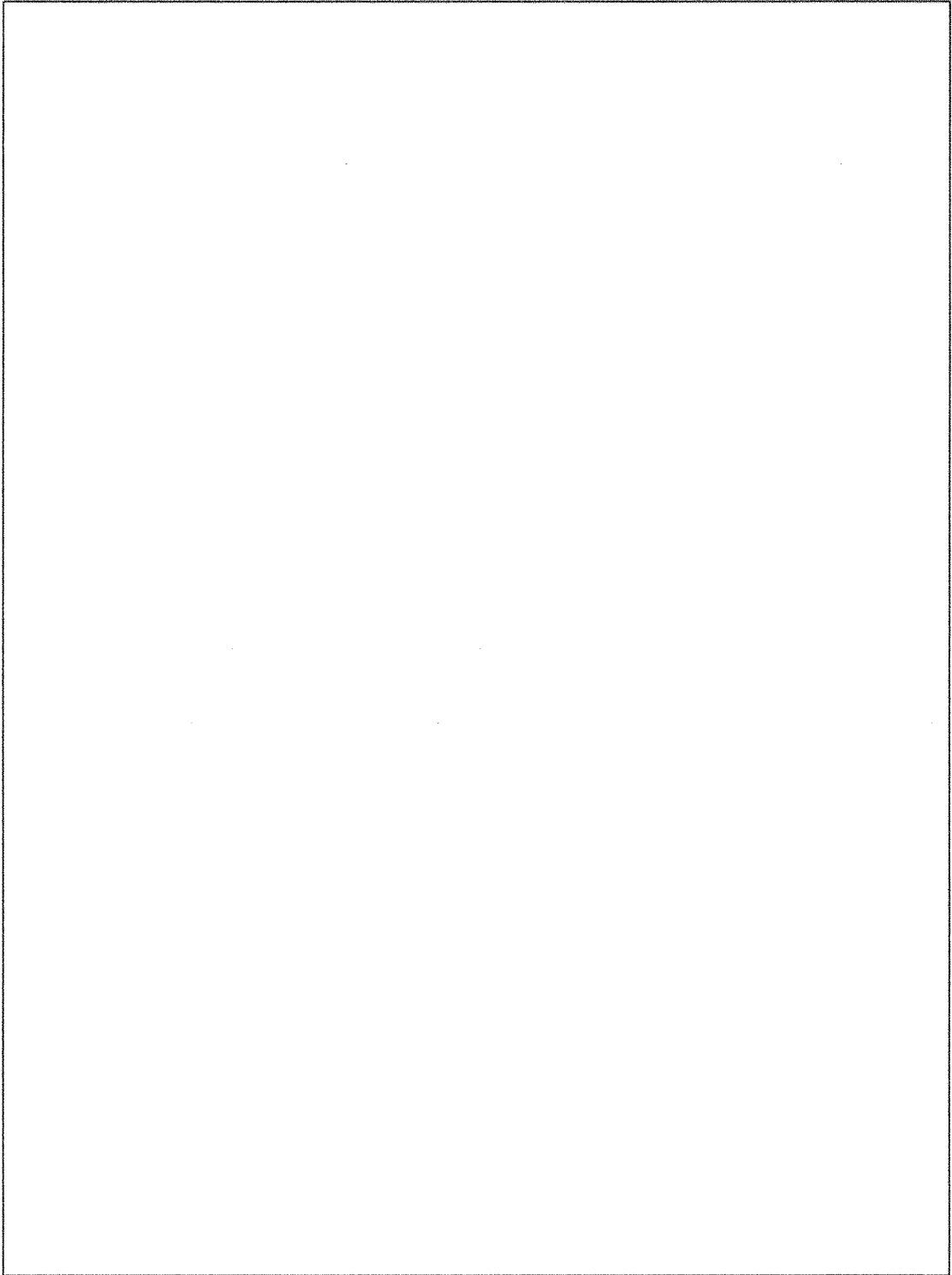
一時扶助				住宅費・その他		
給付年月日	種類	数量	金額	給付年月日	種類	金額

その他

その他

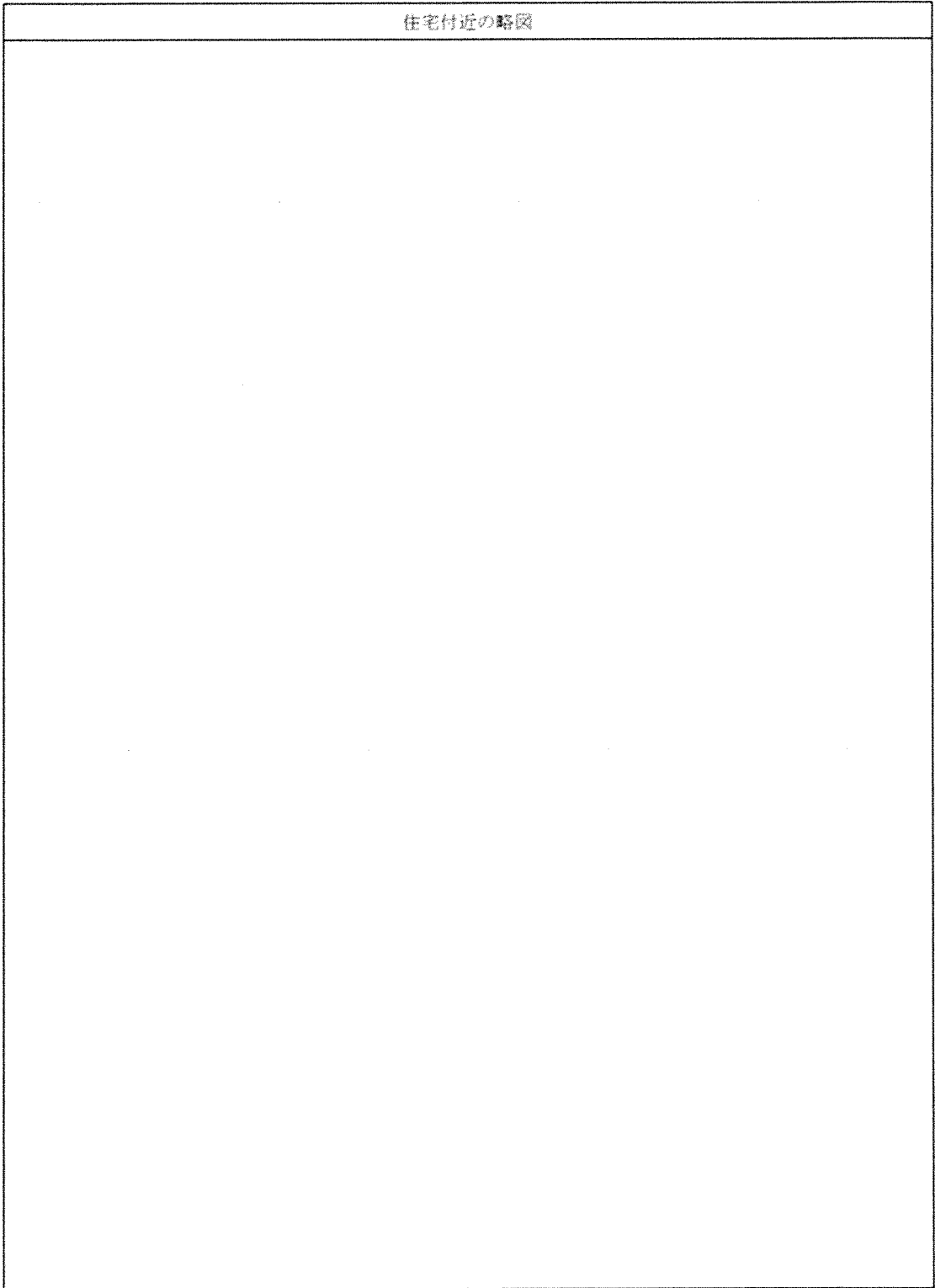
保護台帳 別紙1

世帯の家系図



保護台帳 別紙2

住宅付近の略図



「
様式第9号中 指導員受理年月日 を 指導員受理年月日
及び受領印 に、
」

「
担当員受理年月日 を 担当員受理年月日
及び受領印 に改める。
」

様式第10号及び様式第11号中「交付職員名」を「交付職員印」に改める。
様式第13号を次のように改める。

(宛先) 御所市社会福祉事務所長

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ				現在のところに住み始めた時期				※ 福祉事務所受付 年月日			
				年 月 日							
家族の状況	人員	氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	※ 町村役 場受付 年月日
	1			世帯主							
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
家族のうち別のところに住んでいる者があるときはその名前と住んでいるところ											
資産の状況 (別添1)			収入の状況 (別添2)			関係先照会への同意 (別添3)					
援助をしてくれる者の状況	世帯主又は家族との関係		氏名	住所		今まで受けた援助及び将来の見込					
保護を申請する理由 (具体的に記入して下さい。)											
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。											
年 月 日 住所 氏名 保護を受けようとする者との関係 ()											

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないで下さい。
- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらって下さい。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(注) この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入させ、別添1から3のうち必要なものを添付させること。

様式第14号中「御所市社会福祉事務所長 様」を「(宛先) 御所市社会福祉事務所長」に改める。

様式第15号から様式第19号までを次のように改める。

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

生活保護法による葬祭扶助申請書

下記のとおりであるから生活保護法による葬祭扶助を受けたいので証ひょう書類を添えて申請します。

(宛先) 御所市社会福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

死亡者との関係

記

死者	氏名	年 月 日生		葬祭を行う者との関係	
	死亡年月日	年 月 日	死亡時の住所又は居所		
葬祭予定日			年 月 日		
葬祭費		遺留金額	差引不足額	備考	

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

(宛先) 御所市社会福祉事務所長

同 意 書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

【調査事項】

- ・氏名及び住所又は居所
- ・資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- ・健康状態
- ・他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・支出の状況

年 月 日

住 所

氏 名

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

(宛先) 御所市社会福祉事務所長

同 意 書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

【調査事項】

- ・氏名及び住所又は居所
- ・資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- ・健康状態
- ・他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・支出の状況

年 月 日

住 所

氏 名

子どもの親権者

子どもの氏名

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

収入申告書

(宛先) 御所市社会福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名)等	区 分	当月分 (見込額)	前 3 か 月 分		
				()月分	()月分	()月分
		収入				
		必要経費①				
		就労日数				
		収入				
		必要経費②				
		就労日数				
		収入				
		必要経費③				
		就労日数				
必要経費 (前月分)	①					
	②					
の主な内容	③					

2 恩給・年金等による収入 (受けているものを○で囲んで下さい。)

	種 別	収 入 額
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、 その他 ()	月額 円 年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、 その他 ()	月額 円 年額 円
有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金 年金生活者支援給付金、 その他 ()	月額 円 年額 円

3 仕送りによる収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

	内 容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入 円	
	米、野菜、魚介、肉、その他 (もらったものを○で囲んで下さい。) Kg	

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

4 その他の収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容		収入見込額
			円

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

資産申告書

(宛先) 御所市社会福祉事務所長

年 月 日

住 所

氏 名

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

			延面積	所有者氏名	所在地	抵当権
土 地	(1) 宅 地	有・無				有・無
	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無
建 物	(1) 居 住 用	持 家 借家・借間 (いずれかを○ で囲んで下さ い)			(家賃 円)	有・無
		(2) その他	有・無			有・無

2 現金・預貯金・有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口座番号	口座氏名	預貯金額
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評 価 概 算 額	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読み下さい)

		契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有・無			
その他の保険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪・原動機 付き自転車を含む)	有・無	使用状況 使 用 未 使 用	所 有 者 氏 名	車 種	排 気 量	年 式
貴 金 属	有・無	品 名				
そ の 他 高 価 な も の	有・無					

4 負債（借金）

有 ・ 無	金 額	借 入 先

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者及び現在受けている者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
 - ③ 貴金属は例えば「ダイヤの指輪」等と記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- (6) 資産のうち証明書等の取れるもの（例えば預貯金通帳の写し、保険証書の写し等）は、この申告書に必ず添付して下さい。

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

(宛先) 御所市社会福祉事務所長

家賃・間代・地代証明書

借受人	氏名			
	住所			
賃貸借料	家賃	月額		円
	借間代	月額		円
	借地代	月額 年額		円
構 造	木造	鉄筋コンクリート造	その他()	
	平屋	()階建	その他()	
床面積				m ²
権利金				円
敷金				円
契約更新料				円
条 件				
契約期間		年 月 日	～	年 月 日
備 考				

上記のとおり証明します。

年 月 日

住 所

氏 名

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

収入申告書

(宛先) 御所市社会福祉事務局長

年 月 日

住所

氏名

電話番号

私の収入を次のとおり申告します。

1 働いて得た収入

日	働いた日 に○印	勤務先(会社名)	収入額 (日当等)	交通費 (経費等)	日	働いた日 に○印	勤務先(会社名)	収入額 (日当等)	交通費 (経費等)
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16									
					合計	就労日数		日	
						収入額		円	
						必要経費額		円	

- (注) 1 記入に当たっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。
 2 までに提出してください。

4 その他の収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有・無	内 容		収入見込額
			円

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けている者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第21号の2の次に次の1様式を加える。

様式第21号の3 (第4条関係)

福祉事務所 受付日	年 月 日
--------------	-------

収入申告書

(宛先) 御所市社会福祉事務所長

年 月 日

住所

氏名

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先(会社名) 等	区 分	()月分 (見込額)
		収 入	
		必要経費①	
		就 労 日 数	
		収 入	
		必要経費②	
		就 労 日 数	
		収 入	
		必要経費③	
		就 労 日 数	
必要経費 (前月分) の主な内容	①		
	②		
	③		

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、年金生活者支援給付金、その他()	収入額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

有・無	内 容		仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んで下さい。)		

(記入にあたっては裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

までに提出してください。

2. 恩給・年金等による収入（受けているものを○で囲んで下さい。）

有 ・ 無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、	収入 額	月額	円
	児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、 その他（ ）		年額	円

3. 仕送りによる収入

	内 容	仕送りした者の氏名
有 ・ 無	仕送りによる収入 円	
	米、野菜、魚介 （もらったものを○で囲んで下さい。） kg	

4. その他の収入

	内 容	収 入
有 ・ 無	生命保険等の給付金	円
	財 産 収 入 （土地、家屋の賃貸料等）	円
	そ の 他	円

（記入上の注意）

- 1 「1 働いて得た収入」のうち、
 - （1）働いた日に○印を付け、その右欄に勤務先及びその日の収入を記載して下さい。
また、1箇月の合計を合計欄に記入して下さい。（ただし、給料が月給の場合、収入額は合計欄のみ記入して下さい。）
 - （2）合計欄の必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- 2 2～4の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- 3 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- 4 収入のうち証明書等の取れるもの（例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等）は、この申告書に必ず添付して下さい。
- 5 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第23号から様式第28号までを次のように改める。

様式第23号（第5条関係）

徳所市社会福祉事務所長 印

保護開始決定通知書

付けで申請された生活保護法による保護開始について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由
保護開始		

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	扶助	合計(a)
最低生活費	円	円	0円	0円	円	円
収入充当額	円	円	0円	0円	円	円
決定した額	円	円	0円	0円	円	円
一時扶助(b)						合計 (c=a+b)
種類						
金額	円	円	円	円	円	
支給区分						円
cの金額のうち別途送金額 (福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額)		市役所出納室				費用徴収額
	円	円	円	円	円	円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります						
本人支払額						円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円

4. 備考

備考

【備考】
 (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に、都道府県庁に書面請求をすることができ、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であったら、決定があった日の翌日から起算して1年を経過するまで書面請求をすることができなくなります。
 (2) (上記1)の書面請求に対する裁決を待たずして、その書面請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を相手として訴訟において争いを提起する場合は、この決定の取消しの請求を提起することができ、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過するまで訴訟の提起を提起することができなくなります。
 (3) 書面請求をした日の翌日から起算して2年を経過するまで、この決定の取消しの請求を提起することができ、この決定の取消しの請求を提起した場合は、当該決定の取消しを提起した日の翌日から起算して30日以内に、当該書面請求第40条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても異議がないこと、
 (4) 市、都道府県庁又は争訟の提起によりたがを著しい損害を避けるための緊急の必要があるときは、決定の取消しを提起しなくても、これらによる取消しの請求を提起することができ、
 (5) 扶助金を受領するときはこの通知書が必要ですので忘れずに持参して下さい。

問い合わせ先

御所市社会福祉事務所長 印

保護申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないため却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請後14日を経過した事由

問い合わせ先

年 月 日 交付

検診命令書

御所市社会福祉事務所長 印

下記により検査を受けて下さい。

- 1 検診を受ける日時 年 月 日 時 分
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称
住所
- 担当医師等氏名
- 4 検診理由
- 5 備 考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談して下さい。

問い合わせ先

福祉事務所受理	印
---------	---

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

歳

年 月 日

医療機関の所在地及び名称

院 (所) 長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

1 傷病名

2 病 状

3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員

特記事項

※福祉事務所

嘱託医意見

（注意）

この検診書は、福祉事務所長あて直接送付して下さい。

問い合わせ先

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

回答期限年月日

調査対象者

住 所

旧住所1

旧住所2

旧住所3

旧住所4

旧住所5

氏 名 カ ナ 旧 姓 旧 姓 カ ナ 性別 生年月日

調査事項

現在

（参考）生活保護法
 第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する其の組合等（次項において「其の組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の属主その他の関係人に、照会を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他法律で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 番号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他法律で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

三 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は其の組合等は、それぞれ同条の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～三（略）

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶給の状況を含み、以下同じ。）

五（略）

（参考2）生活保護法施行令
 第2条の2 生活保護法第1条第1号に規定する世帯で定める事項は、支出の状況とする。

問い合わせ先

領所市社会福祉事務所長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して（受けて）
いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われる
ものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者が、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の
決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により
年 月 日 までにご回答下さい。

要（被）保護者

(特記事項)

(参考)

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最
低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて
この法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間
においても扶養の義務を負わせることができる。

問い合わせ先

様式第28号の次に次の1様式を加える。

様式第28号の2 (第8条関係)

福祉事務所 受付日	月 日
--------------	-----

御所市社会福祉事務所長 様

扶 養 届 書

記入日 年 月 日

住所

氏名

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援…対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可 理由
支援の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先 (電話番号)

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 理由
将来的な援助の意思	有 ・ 無
援助の開始時期	年 月から (又は既に行っている)
援助の方法・程度	①金銭により毎月 (年) _____ 円を送付します。 ②物品により毎月 (年) _____ を _____ 程度送付します。 ③氏名 _____ を引き取って扶養します。 ④その他 _____

3 私の世帯について

(1)家族構成・収入等の状況						
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月取額	
	本人					円
上記のうち _____ についての ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (_____ 円)						
(2)資産の状況	有・無	①家屋 m ² (坪)	②宅 地 m ² (坪)	③田畑 m ² (坪)	④山林等 m ² (坪)	
(3)負債の状況	有・無	負債の内容	返済月 (年) 額	返済の終了予定		
		住宅ローン	円			
		その他 (_____)				
(4)健康保険等の加入状況		①国民健康保険 ②健康保険 ③共済 (_____) ④その他 (_____)				
上記で①以外に加入している場合 _____ については被扶養者として ①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり						

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月取額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

様式第32号から様式第36号までを次のように改める。

様式第32号（第10条関係）

御所市社会福祉事務所長 印

保護変更決定通知書

生活保護法による保護変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由
保護変更		

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	扶助	合計（a）
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助（b）						合計（c=a+b）
種類						
金額	円	円	円	円	円	円
支給区分						円
cの金額のうち別途送金額 （福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額）		市役所出納室				費用徴収額
	円	円	円	円	円	円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります						
本人支払額						円

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円

4. 備考

備考

〔備考〕
 (1) この決定に不備があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、記載に所し書面請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内である。決定があった日の翌日から起算して3か月を超えて請求するときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内において請求する者には適用されず、この決定の取消しの請求を提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内である。決定があった日の翌日から起算して3か月を超えて請求するときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内において請求する者には適用されず、この決定の取消しの請求を提起することができます）
 (2) 上記(1)の書面請求に対する処分を待たずして、その書面請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、所を離脱して「別居」において生活する者は適用されず、この決定の取消しの請求を提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内である。決定があった日の翌日から起算して3か月を超えて請求するときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内において請求する者には適用されず、この決定の取消しの請求を提起することができます）
 (3) 書面請求を、又は「行政不服審査法（平成23年法律第178号）第37条の規定により不服を提起することも求められた場合内において、当該不服を提起した日の翌日から起算して30日以内に「行政不服審査法第37条第3項の規定により求められた場合は70日」を経過しても取消しがないときは、当該決定が有効又はその効力が停止する旨の決定を提起する旨の請求を提起する必要がある。なお、当該決定を提起することによって当該決定が有効であるとする。なお、当該決定を提起することによって当該決定が有効であるとする。
 (4) 扶給金を受給するときはこの通知書が必要ですから忘れずに提出して下さい。

問い合わせ先

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください）

利用する 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書													
用 区 名	就労自立番号	ケース番号	世 帯 構 成	姓 名	支 払 方 法	決 定 内 容	決 定 年 月 日						
起 案 年 月 日		決 算 年 月 日			届 出 年 月 日								
決 裁													
就 労 自 立 給 付 金 決 定 伺 調 書 の と お り 決 定 し 例 文 に よ り 通 知 し て よ い で し ょ う か 。													
決 定 理 由													
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄													
No	名 前	収入認定開始月	算定対象月		算定対象月		算定対象月		算定対象月		算定対象月		積立合計額
			収入充当額	率	収入充当額	率	収入充当額	率	収入充当額	率	収入充当額	率	
			積立額		積立額		積立額		積立額		積立額		
※ 積立合計額は各算定対象月の積立額を合算し、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。													
積立総額													
世帯構成													
上限額													
支給額													

年 月 日

徳所市社会福祉事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

- 記
- 1 支給額 円
 - 2 保護の廃止時期 年 月 日
 - 3 支給を決定した理由
 - 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
支給年月日 支給方法
年 月 日
 - 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
 - ②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

問い合わせ先

御所市社会福祉事務所長 印

就労自立給付金申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金申請は、次の理由で却下します。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請後14日を経過した理由

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

問い合わせ先

様式第36号の次に次の1様式を加える。

様式第37号（第14条関係）

福祉事務所 受付日	月	日
--------------	---	---

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書
（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

（宛先）御所市社会福祉事務所長

私は、
分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立
給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 付費用
徴収決定通知による法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納
付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

年 月 日

住所

氏名

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年11月17日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の御所市生活保護法施行細則の規定により作成さ

れている様式用の紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。